意見書

令和元年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所:_____

氏 名: _______

電 話:

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第13条第1項の 規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

教育環境対策

人口増はどのくらいになるのか、高齢者が宮前区の住居を売却して駅前のタワーマンションに多く入居するとの想定は難しいのではないか。むしろ東京からの距離、駅前の条件から通勤者の増加、お子さんがいる若い人たちの移住が想定されます。小杉周辺のタワーマンション群によって子供の増加で保育園不足が起こっています。鷺沼でも保育園、幼稚園、小学校、中学校の質・量不足を想定して、対策が必要です。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者(事業者)が作成します。 詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日 (木)まで(当日消印有効)